

①【開示請求の状況(処分の状況)】

期限の特例を適用して行った処分に係るもので期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
国民生活センター	消費生活相談情報	H18.4.19	H18.5.8	H18.5.19	11	開示項目の検討に時間がかかったため。

②【訂正請求の状況(処理の状況)】

法32条を適用している事案で、期限を過ぎているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	期限までに決定されなかった理由	備考
琉球大学	①診療録の全て(平成12年6月12日付及び平成12年8月25日付患者の診療情報申請書に対して、平成12年6月21日及び平成12年9月18日付で琉球大学医学部附属病院長が「診療情報提供書について」提出したもの) ②平成12年6月22日付で提出した診療情報提供書の写し(紹介状)	H17.10.31	H17.11.30	486	診療録については、基本カード等の診療記録を膨大な関係資料から探索しなければならず、確認作業に相当な時間を要してしまった。紹介状についても、カルテとの整合が必要なため、決定が遅れてしまった。	H19.5.30決定
	琉球大学医学部附属病院が沖縄基金に平成17年9月診療分診療報酬請求で再請求された、患者の平成11年9月診療分から平成12年2月診療分の診療報酬明細書	H18.7.3	H18.8.2	241	診療報酬明細書は、診療録(カルテ)に基づいて算定されるが、診療録についても訂正請求があり、診療記録の確認作業に時間を要してしまったため、診療報酬明細書についても決定が遅れた。	H19.5.30決定
	2000年9月20日付で琉球大学医学部附属病院長に患者が提出した「デンタルフィルムの『紛失』の件について」という文書に対して、琉球大学医学部附属病院長が平成12年9月29日付で患者に回答した「文書による問い合わせについて」	H18.7.25	H18.9.23	219	平成12年9月29日付け琉球大学医学部附属病院長が患者に回答した「文書による問い合わせについて」の記載事実には誤りがある旨の患者からの指摘に対し、当時治療を行い、カルテに記載した歯科医師数名が転出しており、指摘の記載事実について確認が十分にできず、時間を要した。また、当該文書を訂正することにより、カルテ及びレセプトとの整合も確認する必要があり、他の関連文書とともに訂正決定が遅れた。	H19.5.30決定
	琉球大学医学部附属病院医事課長が平成13年8月8日で患者に送付した「領収書とレセプトの処置内容の相違について(回答)」	H18.11.6	H18.12.6	115	患者からの、領収書とレセプトの処置内容の相違指摘に対し、医事課長が患者に送付した「領収書とレセプトの処置内容の相違について(回答)」に誤りがあり、その文書の訂正を請求しているが、相違が指摘されている診療日(複数日)におけるレセプトの処置内容の確認には、カルテ記載事項との突合が必要であるため、その確認に時間を要した。 また、診療報酬点数算定の訂正等に基づきレセプト及び領収書の過誤手続き及び返戻後修正が必要なことから、カルテ、レセプト及び領収書の3つの整合を確認した上で、訂正決定書を出すため、その調整にも時間を要し、期限を超えてしまった。	H19.5.30決定

③【開示請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

今年度中に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	90日以内にできなかった特段の事情
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	本人の縦型の名刺のファックスのコピー等の開示決定に関する件(保有個人情報の特定)	H18.1.19	H18.9.8	232	異議申立人に対する異議申立内容の確認及び開示決定についての補足説明等に時間を要したため。
日本郵政公社	特定簡易保険契約関係書類の不開示に対する異議申立て	H18.4.25	H18.12.27	242	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。
	開示請求者が申告したセクハラに関する書類の不開示決定(不存在)に関する異議申立て	H18.5.31	H19.1.31	240	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。
	平成16年12月22日～平成18年3月までの開示請求者と埼玉監査室の電話やりとり模様(特定保険証書記号番号(学資保険)、特定保険証書番号(養老保険)に関するもの)	H18.6.1	H18.12.27	206	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。
	平成16年3月～平成18年4月までの開示請求者と東松山郵便局、関東支社との電話やりとり模様(特定保険証書記号番号(学資保険)、特定保険証書番号(養老保険)に関するもの)	H18.6.26	H18.12.27	181	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。
	公社が実施した特定の郵便局における非常勤賃金に係る調査に際し、本人から録取した調書の不開示決定(適用除外)に対する異議申立て	H18.10.6	H19.2.1	115	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。

④【開示請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
日本郵政公社	お客さまご意見処理票及び電話連絡記録簿の空白部分の開示を求める異議申立て	H18.10.6	175	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。	
	東京中央郵便局において配達した配達記録郵便物の配達証(不存在)に対する異議申立て	H18.10.24	157	異議申立て事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

⑤【訂正請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

今年度中に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
日本郵政公社	特定簡易保険契約書類に関する不訂正決定に対する異議申立て	H18.4.25	H18.12.27	242	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。
	特定簡易保険契約書類に関する不訂正決定に対する異議申立て	H18.6.12	H18.12.27	195	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。
	保険関係未受領金にかかる本人からの申告内容に関する不訂正決定に対する異議申立て	H18.9.21	H18.12.27	96	異議申立人の主張する事項について、確認に時間を要したため。

⑥【訂正請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
日本郵政公社	特定簡易保険契約についての書類に関する不訂正決定に対する異議申立て	H18.12.28	93	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。	
	特定簡易保険契約についての書類に関する訂正請求に対する法第31条第2号の延長通知への異議申立て	H18.12.28	93	異議申立てにかかる事務処理が担当部署に著しく集中しているため。	

⑦【訂正請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	経過日数	60日以内に決定ができなかった特段の事情
大阪大学	事件名: 本人に係る診療情報の提供に関する文書の不訂正決定に関する件 答申番号: 平成17年(独個)諮問第6号	H18.9.29	H19.1.19	112	答申内容は、訂正することはできないとした本学の決定を妥当であると認めたものになっており、また、内閣府 情報公開・個人情報保護審査会から異議申立人に対して答申書の写しが送付されることになっていたことから、改めて決定を行う必要がないと誤って理解していたため。

⑧【利用停止請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
日本郵政公社	書留追跡記録に関する公社保有個人情報開示決定通知書および開示された文書全部に対する利用停止請求	H18.11.28	123	異議申立て事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	